

公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年10月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
18	総務部	財産管理課	<p>第4章 公有財産管理の為の土地等の面積認識だけではなく、金額認識の重要性について (指摘)</p> <p>基本的に市側の管理の単位は、土地については面積のみで、「金額」の管理は上記の事象を考えただけでもなされていないのが現実である。単純な入力ミスとしても8年間132,628,618 千円という多額の誤差の修正がなされておらず、さらに「久留米市財産規則第35条」においては3年ごとに「公有財産台帳」の価額を改定することになっており、規則違反と思われる。</p> <p>合併当時の財産の受入等資産の把握が不十分な為、据え置きになっていた可能性もあるが、やはり管理上の単位としては面積と金額に注視すべきであり、投下資本の回収、再投資の予算編成を行う場合にも重要な要点と思われるし、今後改善すべきと思われる。</p>	指摘	<p>土地の取得価格において、132,628,618 千円という多額の誤差がありました件は、合併時の報告または入力ミスによるものと考えられます。これにつきましては、平成25年度末時点の集約の際に、面積と取得金額が明らかに整合しないものを調査し、修正を行ったところ。公有財産台帳の価額改定につきましては、合併以降、貸付料基準の統一ができていなかったことから、算定の基礎となる土地価額の改定が行えておりませんでした。平成24年度に貸付料基準の統一を行ったことに伴い、土地価額の改定も実施し、固定資産税の評価替えに併せて3年に一度価格の改定を実施しています。</p>
27	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (2)公有財産の状況 (指摘)</p> <p>中央町市有地 久留米市中央町 地積79.43 m²の久留米市所有の土地に、昭和36年10月2日新築、昭和49年5月14日に保存登記された私有建物が存在する(所有者 A氏)。当該物件は、戦後の久留米都市計画事業復興土地区画整理事業地区内の仮換地の過程で生じた不法占拠によるものであり、昭和36年10月から市有地の不法占拠状態が継続している。その間、市側は、随時当該不法占拠者に立ち退き要請、賃貸借契約への移行等を行っているが、法的手続きまでは行わないまま、平成25年10月現在A氏は死亡している。</p> <p>今後は、法的手続きも含め早急な解決策を図られる必要がある。</p>	指摘	<p>R3年度に、A氏の相続人に対し当該市有地を売却し、市有地の不法占拠状態は解消しております。</p>

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
252	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 10.子ども未来部 (指摘) ① 財産の区分について 「城島校区学童保育所」 城島校区学童保育所は、財産区分が行政財産の公用財産となっている。 地方自治法第238条第3項及び第4項によると「公用財産」は、事務又は事業のために直接使用する財産及び将来、公用の目的に使用することを決定した財産とあるため区分が正しくなく、公共用財産に訂正する必要がある。</p>	指摘	令和2年度の新公有財産台帳への移行に合わせて、訂正を行っております。